

奥州市投票区再編計画（案）

1 現状と課題

平成 18 年 2 月 20 日の市町村合併後、旧市町村で運営していた選挙体制を基本的に維持し、選挙事務については効率的な運営を行うために、開票事務の効率化や選挙ポスター掲示場の見直し等を行ってきた。

投票区は、平成 23 年の水沢真城地区からの請願への対応による見直し（注 1）及び平成 29 年に奥州市立若柳中学校が閉鎖されたことによる見直し（注 2）を行った以外は、合併前の体制のまま現在に至っており、84 箇所ある投票区の選挙人名簿登録者数（令和 2 年 6 月 1 日現在）を比較すると、最少で 57 人、最多で 3,676 人と著しい差が生じている。

投票率については、直近の選挙（令和元年 9 月 8 日執行 岩手県知事・県議会議員選挙）では、60.64 パーセントで、このうち当日投票を行った有権者は 34.62 パーセントであり、期日前投票を行った有権者は 25.60 パーセント（不在者投票 0.42 パーセント）となっている。4 年前の同選挙よりも全体投票率は 1.66 パーセント減少している中で、当日投票率は 5.75 パーセント減少しているが、期日前投票率は 4.16 パーセント増加している。一定の期間内ではあるが、都合の良い時に投票できる期日前投票制度が有権者に広く認知され、活用されてきた結果であり、今後さらに利用者が増加していくものと推測されることから、期日前投票所については、投票所数を増やすなど投票しやすい環境を整えていく必要がある。期日前投票率がさらに増加していくと、相対的に当日投票率はさらに減少していくものと推測される。

投票所の従事要員については、投票管理者と投票立会人は従前から地元投票区に選出を依頼しており、有権者数が少ない投票区では毎選挙同じ方が選出されるなど、適正な選任への支障が生じている。また、選挙事務を行う市職員については、行財政改革による定員削減が毎年進められており、合併当時の職員数から大幅に減少しているため、84 箇所ある投票所への配置が選挙を重ねるごとに困難となっている。

また、今後は新型コロナウイルスの感染予防対策を講じたうえでの選挙執行となることから、有権者及び選挙要員の「密」を避けるためには、可能な限り広い空間を持った施設を投票所として指定する必要がある。従来の狭小施設を投票所とし続けた場合、感染リスクが高まるほか、重症化リスクの高い高齢者などが投票を控えてしまうことも考えられ、結果として投票率の低下につながるものと推測される。

これらの現状と課題を解消するため、投票区を再編する必要がある。

2 投票区再編の方針

投票区は地区センターの区域を基本とし、1 投票区の有権者数が概ね 5,000 人となるように調整し、現在 84 箇所設置されている投票区を、別紙のとおり 42 箇所に再編

する。

運用開始の時期については、令和4年3月18日任期満了となる市長選挙、市議会議員選挙から適用する。

3 投票区再編の効果

(1) 投票環境の改善

施設規模が小さい投票所を地区センター等の投票所に統合することにより、広い空間による3密の回避、駐車場の確保、バリアフリー等、投票環境の改善が図られる。

(2) 投票要員の適正な選任及び配置

投票管理者と投票立会人の選任を適正に行う事ができ、事務従事者の確保が容易になる。

(3) 経費の節減

投票所で使用する備品、消耗品、光熱水費等、投票管理者等の報酬、市職員の時間外勤務手当等、投票終了後に投票用紙を開票会場へ移送するためのタクシー使用料等の経費が節減できる。

4 投票区再編に併せて実施する取組み

投票日前の一定期間の中で、有権者が都合の良い時に投票ができる期日前投票の利用を促進するとともに、投票区を再編することによる有権者の移動負担を軽減するため、次の取組みの実施を検討する。

(1) 旧投票所への臨時期日前投票所の開設

統合廃止となった旧投票所のうち、新たな投票所までの直線距離が概ね2km以上となる地区については、以下により臨時期日前投票所の開設について検討する。

- ・ 臨時期日前投票所1箇所当たり半日程度とする。
- ・ 1日当たり2箇所程度を巡回し設置する。
- ・ 選挙期日前の月曜日から金曜日までの最長5日間の範囲で設置する。
- ・ 設置場所は、投票区再編前の投票所施設を原則とする。

なお、利用者が対象地区における有権者数の1割以下となった場合、次回以降の設置については、委員会での検討を経て廃止する。

また、バス等を利用した移動期日前投票所については、天候に左右されるほか、新型コロナウイルスの感染防止対策を行う上で、狭い密閉空間は避ける必要があるため導入しない。

(2) 移動困難者を対象とした投票所まで移動補助

事前申し込みにより、在宅の要介護の高齢者又は障がい者手帳所持者で移動手段がない有権者を対象とした、タクシー等による自宅と当日投票所の無料往復送迎の

運用を検討する。

(3) 期日前投票所の増設

これまで、市役所本庁、各総合支所及び水沢メイプルの6箇所にて期日前投票所を開設してきたが、有権者の利便性の向上のため、人の出入りが多い施設への増設を検討する。

(4) 高等学校への臨時期日前投票所の開設

高等学校在学中に選挙権が与えられる生徒への啓発を目的として、高等学校での臨時期日前投票所の開設を検討する。

開設時間は放課後の1時間程度とし、元高校教諭等学校関係者が立候補していることが確認できた場合は開設しない。

なお、高等学校の長期休み等により、有権者である生徒が登校していない時期の選挙では開設しない。

(5) 投票所統合による一時的な混雑の解消

投票所の統合により、一時的に混雑が見込まれる可能性があることから、以下のとおり対策を検討する。

- ・ 過去実績をもとに投票所の混雑予想を行い、市ホームページ等で周知することにより、集中する時間帯を解消する。
- ・ 駐車場の不足が見込まれる投票所に臨時駐車場の設置を検討する。

(注1) 水沢真城地区からの請願への対応による見直し(平成23年度)

真城第1投票区(投票所:真城が丘集会所)のうち、秋成行政区の字北上野、字片子沢及び字杉山下については、水沢第10投票区(投票所:水沢南地区センター)の方がより近いので、地元請願を受けて見直しを行ったもの。

《見直し前》

投票場所	投票区	地区	行政区
真城が丘集会所	真城第1投票区	真城地区	大深沢、堤尻、 秋成 、折館及び真城が丘の区域
水沢南地区センター	水沢第10投票区	南地区	川端、大鐘町、南大鐘及び龍ヶ馬場の区域

《見直し後》

投票場所	投票区	地区	行政区
真城が丘集会所	真城第1投票区	真城地区	大深沢、堤尻、 秋成(うち、字北上野、字片子沢、字杉山下を除く) 、折館及び真城が丘の区域
水沢南地区センター	水沢第10投票区	南地区	川端、大鐘町、南大鐘、龍ヶ馬場及び 秋成(うち、字北上野、字片子沢、字杉山下に限る) の区域

(注2) 奥州市立若柳中学校の閉鎖に伴う見直し(平成29年度)

胆沢第2投票区の投票所としていた若柳中学校の閉校に伴い投票所を再編したもの。

《再編前》

投票場所	投票区	地区	行政区
若柳地区センター	胆沢第1投票区	若柳地区	若柳第13区、若柳第14区、若柳第15区、若柳第16区、若柳第17区、若柳第18区及び若柳第19区の区域
若柳中学校	胆沢第2投票区	若柳地区	若柳第8区、若柳第9区、若柳第10区、若柳第11区及び若柳第12区の区域
胆沢愛宕地区センター	胆沢第3投票区	若柳地区	若柳第3区、若柳第4区、若柳第5区、若柳第6区及び若柳第7区の区域

《再編後》

投票場所	投票区	地区	行政区
若柳地区センター	胆沢第1投票区	若柳地区	若柳第10区、若柳第11区、若柳第12区 、若柳第13区、若柳第14区、若柳第15区、若柳第16区、若柳第17区、若柳第18区及び若柳第19区の区域
胆沢愛宕地区センター	胆沢第2投票区 (※)	若柳地区	若柳第3区、若柳第4区、若柳第5区、若柳第6区、若柳第7区、 若柳第8区 及び 若柳第9区 の区域

※ 胆沢第3投票区から胆沢第13投票区までは数字が一つ繰り上がります。